

# 建設工事請負代金前金払実施要領

(昭和49年 4月 1日制定)  
(平成10年 2月10日制定)  
(平成10年 4月 1日制定)  
(平成11年 4月 1日制定)  
(平成16年 9月21日制定)  
(平成21年 4月 1日改正)  
(平成23年 6月 1日改正)  
(平成29年 4月20日改正)

## (通則)

第1条 工事請負代金前金払の実施については、東広島市建設工事執行規則（昭和57年規則第15号。以下「規則」という。）第44条から第46条の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

## (実施の範囲)

第2条 前金払の対象とする業種は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項別表に掲げる29業種とし、いずれも契約金額が50万円以上の工事とする。

2 前金払の充当は、規則第46条に定める経費以外に使用してはならない。

## (前金払の額)

第3条 前金払とする金額は、請負代金額の10分の4以内の範囲とし、支払い最高限度額は次条の保証事業会社がした当該工事の保証の範囲内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）第2条に規定する低価格入札者と請負契約を締結した工事に係る前金払とする金額は、低入札要領に定めるところによる。

3 前2項の場合において、算定して得た額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## (保証事業会社)

第4条 東広島市が指定する保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。

(請負代金額の変更による措置)

第5条 前金払を行った後、設計変更等の理由により請負代金額を変更した場合の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 請負代金額が増額した場合

増額後の請負代金額に対する前金払は、原則として行わない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、その増額後の請負代金額の10分の4（低入札要領に基づき前金払とする金額を請負代金額の10分の2以内としたときは10分の2）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払をすることができるものとする。

(2) 請負代金額が減額した場合

既に支払済みの前金払の額が、減額後の請負代金額の10分の5（低入札要領に基づき前金払とする金額を請負代金額の10分の2以内としたときは10分の3）に相当する額を超える場合は、その超過額を返納させるものとする。

(請求及び支払)

第6条 前金払の請求書は、規則第44条第2項の規定に基づき、当該工事を発注する担当課で受理し、適正な請求書と保証書を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

附 則

この要領は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月20日から施行する。